

労働安全衛生法施行令等の一部改正（令和6年4月1日施行） 新たな化学物質規制のポイント

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
2024年4月作成

①労働安全衛生法施行令等の一部改正の目的

現在、化学物質による労働災害の多くが、特定化学物質障害予防規則（特化則）や有機溶剤中毒予防規則（有機則）等の特別規制の対象外によるものとなっている。

また、化学物質は企業等によって日々開発・進化していることから、一つひとつを規制の対象とすることは難しい。

このため、日本政府のGHS分類※により危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象（リスクアセスメント対象物質）とすることで、包括的に労働災害防止を図ることを目的としている。

なお、今回の一部改正は2021年（令和3年）3月31日までにGHSに分類されたものを対象としており、それ以降に分類された物質等についても順次追加される予定。

※GHS…Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

化学品の危険有害性(ハザード)ごとに分類基準およびラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供する仕組み
日本でも、化学品の分類や表示についてGHSを導入している

②確認方法

労働安全衛生法（安衛法）に基づく製品のラベル表示や安全データシート（SDS）を確認する。

2024年（令和6年）4月1日施行の一部改正では、国によるGHS分類で下記カテゴリーにおいて区分1に分類された234物質が追加され対象物質となる。

- ・発がん性
- ・生殖細胞変異原性
- ・生殖毒性
- ・急性毒性

なお、今後対象物質が追加拡大される予定。

③クリーニング業での対象物質

石油系溶剤やテトラクロロエチレンなどのドライクリーニング溶剤に加えて、少量であってもシミ抜き剤等に成分としてリスクアセスメント対象物質が含まれていれば、当該製品はリスクアセスメントの対象となるため、多くが当てはまると推測される。

対象製品であるかの確認のためには、使用者が製品のラベル表示や安全データシート（SDS）を確認することが必要となる。

④求められる対策

■SDSの入手

メーカーや資材商から、自社で使用しているシミ抜き剤などの SDS を入手し、リスクアセスメント対象物質が含まれているかを確認する。

■化学物質管理者の選任

リスクアセスメント対象物質を含む製品（リスクアセスメント対象物）を使用する工場や店舗等の事業場ごとに化学物質管理者を1人以上選任する。作業主任者等がいる場合は兼任も可能であるため、具体的には、作業主任者が兼任することが現実的と思われる。

なお、リスクアセスメント対象物を使用する事業場で選任する化学物質管理者の資格要件はなく、専門的講習等の受講も必須ではなく推奨となる。また、管理者の届出は不要であるが、他の従事者へ周知することが必要である。

専門的講習等の例としては、講習機関等が行う専門的講習等の受講のほか、厚生労働省がホームページに掲載している講習用テキストや動画の活用、もしくはクリーニング業界で独自に研修等を行うことが考えられる。

■リスクアセスメントの実施

化学物質管理者がリスクアセスメントを実施し、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置を実施する。

- ・厚生労働省版コントロール・バンディング（リスクアセスメントの実施方法例）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm

「厚生労働省版コントロール・バンディング」にアクセス

⇒ツールへのリンクにある「液体・粉体作業」をクリック

⇒Step に沿って必要事項を入力

⇒ステップ4「作業のリスクレベルと対策シート」で、リスクレベルと対策すべき事項を確認

■手袋、マスクなど保護具の着用

皮膚から吸収される物質に関しては、不浸透性等の保護手袋の着用が有効であり、特に皮膚等障害化学物質（※下記「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」）を使用する際には、不浸透性の保護手袋等の保護具の着用が義務づけられている。

また、粉体として空気中に存在しうる、または揮発性を有するなどの呼吸によって吸収される物質に関しては、有効なマスクの着用が求められる場合がある。

いずれも、対象物質を含む溶剤・薬剤の使用量や使用頻度をもとに事業者がリスクアセスメント結果を踏まえて必要な対応を行うこととなる。

- ・皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>

■リスクアセスメントの結果等に基づいた健康診断の実施

リスクアセスメント対象物を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師または歯科医師が必要と認める項目について医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

- ・リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html

⑤スケジュール

2024年（令和6年）4月1日（月）より施行となり、「発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された234物質」があわせて新たに対象に追加される。

なお、同時点で現存する溶剤・薬剤等に関しては、2025年（令和7年）3月31日までの間は、ラベル表示義務の規定は適用されない。

また、2025年（令和7年）4月には「2024年4月1日施行の対象物質以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質」の対象が予定されている。

さらに、2026年（令和8年）4月には「健康有害性のカテゴリーで区分2以下、または物理化学的危険性の区分に分類された約850物質」が追加予定となっている。

⑥その他

■今回の一部改正の対象となるのは、従業員を使用する場合となる（正社員、パート、アルバイト等の雇用形態を問わない）。

事業者のみの事業所や家族が手伝いをする形式は対象外となるが、可能な限り準じた対応を行うことが望ましい。

ただし、家族であっても雇用契約を結んでいる場合は対象となる。

■取次店のような、工場・作業場を持たない店舗のみに従事し、化学物質を含有する製品を取り扱う作業がない場合は対象とならない。

■受付と作業場が隣接する等、同じ建物内の場合は対策が必要になる場合がある。

■一般消費者の生活の用に供する製品については、リスクアセスメント対象物から除外される。

〈参考〉

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（労働安全衛生総合研究所）
「化学物質の管理が変わります！ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ法令改正情報や関連情報を掲載しています」
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html
※同法および一部改正の概要や労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リストを掲載
- ・ 厚生労働省「職場における化学物質対策について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/anzen/anzeneisei03.html
- ・ 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター
「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」
<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-64/hor1-64-25-1-0.htm>